

【別紙】

高島市道路占用料(法定外公共物占用料)一覧表

【注意】

- ① 令和6年3月31日以前に許可を受け、または許可を受ける予定の道路占用については、令和6年4月1日以降も継続して占用する場合は、改定後の占用料が適用されます。
- ② 法定外公共物占用料については、①と同様の取扱いとなります。

【令和6年4月1日施行】

占 用 物 件		単 位	占 用 料 (円)	
			令和6年3月31日 まで	令和6年4月1日 から
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420	480
	第2種電柱		650	730
	第3種電柱		880	990
	第1種電話柱		380	430
	第2種電話柱		610	680
	第3種電話柱		830	940
	その他の柱類		38	43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		2	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	260
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	760	850
	郵便差出箱および信書便差出箱		320	360
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	870
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760	850	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34	38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45	51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68	77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91	100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	260
	外径が1メートル以上のもの		450	510
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	760	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	480	430	
	地下に設ける通路	290	260	

	その他のもの		760	850	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10	9	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96	87	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960	870
	標識		1本につき1年	610	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	9
		その他のもの	1本につき1月	96	87
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960	870
		その他のもの		480	430
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	760	850
令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	96	87	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			76	85	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	